

海外生活 エッセー

シンガポール事務所

Singapore is a fine country !
~多文化共生と秩序の維持に向けて~

(一財)自治体国際化協会シンガポール事務所所長補佐 堀江 和美 (栃木県小山市派遣)

→ Fine = 罰則・美しい 両方の意味 を兼ね備えたシンガポール

シンガポールは、別名「Fine Country」と多少の皮肉を込めて呼ばれることがあります。Fine = 「美しい」と「罰金」の両方を兼ね備えた国ということです。

今回は日本人なら「こんなことまで!？」と驚くような、日常生活に深く踏み込む事細かい法律が数多く定められているシンガポールの注意事項や禁止事項などをご紹介したいと思います。

→ 驚クシな罰則!

最近、話題になったもののひとつに酒の販売や飲酒についての禁止事項があります。シンガポールでは、2015年4月1日から夜10時30分以降朝の7時まで、公共の場での飲食と酒の販売を禁止するという屋外飲酒禁酒法が施行されました。そのため、酒の販売はもちろんのこと、許可を受けた飲食店、ホテル以外の公共の場で飲酒をすると罰則の対象になります。

また、地下鉄の車内や駅構内での飲食の禁止、水を飲むのも禁止です。ガムの持ち込み及び所有も禁止になります。シンガポールでガム禁止になったのは、MRT(地下鉄)のドアにガムが貼り付けられたことによりセンサーが反応しなくなり、電車が遅れ、一歩間違えば大事故となった事件がきっかけのことです。2004年には、緩和政策が取られるようになり、事前に登録すれば、薬局で購入できるようになりましたが、種類も歯によいという特定の種類のみに、もし違反すると最大S\$10,000(約86,000円1S\$=86円/10月20日現在)の罰金が取られてしまいます。

さらに、地下鉄内のドリアンの持ち込み、公共の場で鳥にえさをやる、公共トイレで水を流さない等、このぐら

いは大丈夫だろうと思っても、国内至る所に防犯

→ 犯罪を犯すと・・・

シンガポールでは、法律上「少年」または「未成年」として様々な配慮や保護を受けることができる年齢は15歳までで、16歳の年齢に達すると(若干の配慮や例外はあるものの)、罪を犯せばほぼ大人と同様に扱われ、犯した罪によっては、新聞に実名や顔写真を公表され、監獄への収監やむち打ちの刑に処せられる場合もあります。また、7歳以上の子供は刑事罰の対象となります。

中学、高校の年齢の少年が万引きをした場合でも、店側に発見され警察に通報されれば、まず間違いなく逮捕されます。ただし、逮捕後そのまま拘束されて起訴されるか、保釈されて不拘束で取り調べを受けるかはそれぞれのケースで異なります。

→ なぜ、こんなにも罰則が多く厳しいのか?

シンガポールは多民族・多宗教国家、そのうえ狭い国土に多くの外国人旅行者や在住者、駐在員や移民や出稼ぎ労働者も抱えており、民族や信仰宗教や出身国によって価値観や生活習慣や公衆道徳レベルが異なります。そのため、シンガポールではそういった要素にとらわれない独自の法律を制定して罰則を設け、等しく遵守を求めることで、治安と秩序を維持し、迷惑行為を抑制し、街の衛生と景観を保っているのです。



禁止事項の看板